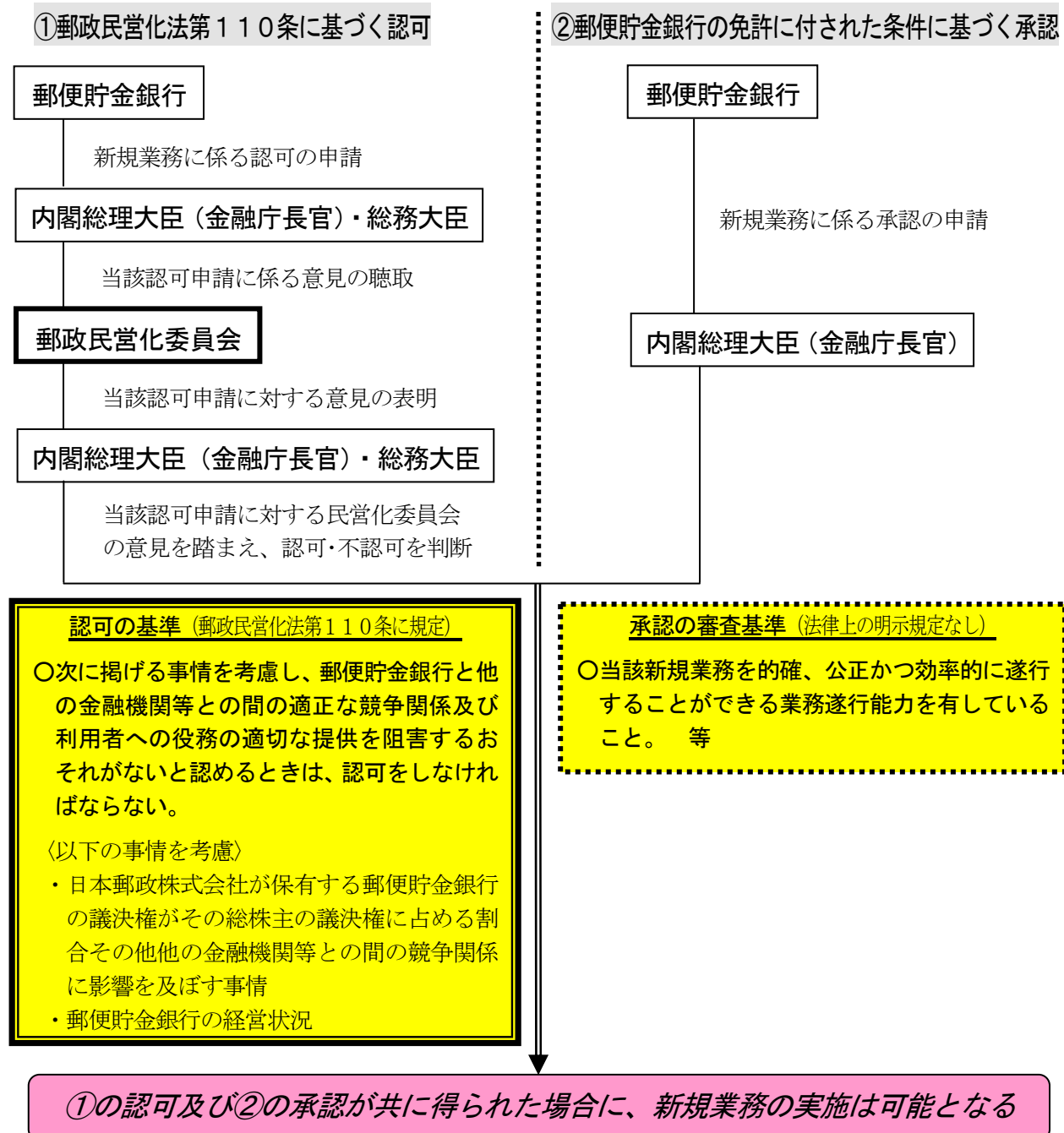


郵便貯金銀行の新規業務等に係る認可等の流れ

新規業務の実施

⇒ 新規業務の実施にあたっては、以下の認可及び承認を得ることが必要。

- ① 郵政民営化法第 110 条に基づく内閣総理大臣（金融庁長官）及び総務大臣の認可
- ② 郵政民営化法第 98 条に規定する郵便貯金銀行の免許に付された条件に基づく内閣総理大臣（金融庁長官）の承認



限度額の改廃

⇒ 限度額の改廃にあたっては、政令改正が必要。

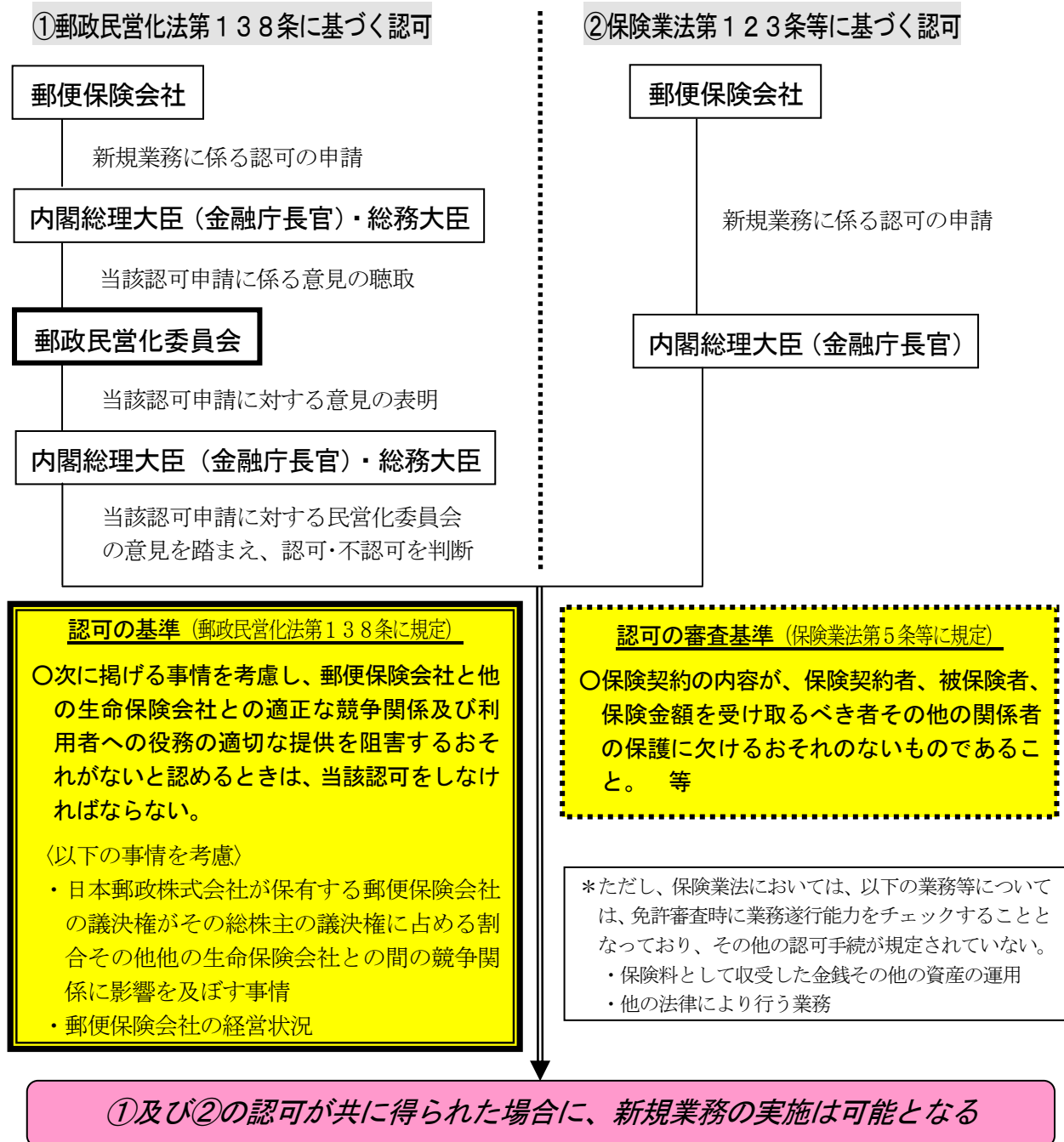
当該政令の改廃の立案をしようとするときは、内閣総理大臣（金融庁長官）及び総務大臣は、郵政民営化委員会の意見を聴かなければならない。

郵便保険会社の新規業務等に係る認可等の流れ

新規業務の実施

⇒ 新規業務の実施にあたっては、以下の2つの認可を得ることが必要。

- ① 郵政民営化法第138条に基づく内閣総理大臣（金融庁長官）及び総務大臣の認可
- ② 保険業法第123条等に基づく内閣総理大臣（金融庁長官）の認可



限度額の改廃

⇒ 限度額の改定にあたっては、政令改正が必要。

当該政令の改廃の立案をしようとするときは、内閣総理大臣（金融庁長官）及び総務大臣は、郵政民営化委員会の意見を聴かなければならない。